

水道メーターの検針にご協力ください

水道メーターの検針は、毎月、町が委託した業者の検針員が行っています。

メーターの検針を正しく安全に行うために、下記のことについてご協力をお願いします。

- ◆メーターボックスの上や周辺には、車や物を置かないようにしてください。
- ◆出入口やメーターボックス付近に犬をつながないようにしてください。
- ◆メーターボックス周辺に草木が覆いかぶさっている場合は、除草や剪定をしておいてください。
- ◆メーターボックスの中に水や泥が入らないようにきれいにしておいてください。

水道の宅内漏水にご注意ください

いつもと使用状況が変わっていないのに、使用水量が普段に比べて多い時は、漏水の可能性あります。漏水は、メーターを見ることで簡単に調べることができますので、一度ご確認ください。

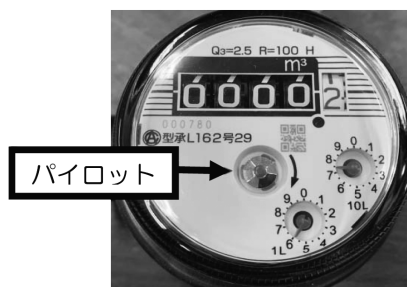
<確認方法>

- ①宅内すべての蛇口を閉めてください。
- ②メーターボックスを開けて、メーターのパイロット
(銀色の羽根車)を確認してください。
 - ・パイロットが回っていない⇒漏水ではありません。
 - ・パイロットが回っている ⇒どこかで漏水している可能性があります。

◆漏水している場合は、早急に「養老町指定給水装置工事事業者」に連絡して修理を依頼してください。

漏水をそのまま放置しておくと、多額の水道料金が発生しますのでご注意ください。

<水道メーター>



☎水道課 ☎32-5082

令和4年度 高度処理型合併処理浄化槽設置の補助金制度について

町では、汚水処理性能が高く環境への負荷が少ない高度処理型合併処理浄化槽(以下、合併浄化槽とします。)の設置を促進するため、合併浄化槽を設置する人に対し、設置工事費の一部を補助しています。

公共下水道等区域外において、自己の居住する住宅に合併浄化槽を設置する人で、単独処理浄化槽やくみ取り式便所から入れ替えなどの場合、次のとおり補助金を交付しますので、ぜひご活用ください。

○補助金額

5人槽：519,000円、7人槽：707,000円、10人槽：973,000円

※設置工事費が補助金額を下回る場合は、設置工事費を上限として補助します。

既に合併浄化槽が設置されている家屋の建て替え・増築の場合などは補助対象外となりますので、ご注意ください。

その他にも補助金を受けるための要件がありますので、詳しくは町ホームページにてご確認ください、下記までお問合せください。

☎水道課 ☎32-5082

西部簡易水道事業の廃止について

西部簡易水道事業の廃止に伴い、簡易水道は令和7年3月31日で使用できなくなります。区域内にお住まいの人で上水道へ加入が必要な場合は給水申込が必要となります。

☎水道課 ☎32-5082